

窓口交渉報告(5/12、5/17)

5月12日(水)と17日(月)に窓口交渉を行いました。交渉内容の概要は以下のとおりです。

5/12 窓口交渉：外国出張時の支度料の廃止について

機構：外国出張時の支度料の見直しについては、海外に赴任するときを除き廃止とする。理由は、業務効率化の一環、海外旅行の一般化、国が支度料を支給していないためである。他の独法でも原子力機構以外では支給している法人が少なくなっている。毎日新聞の4/20の記事では104独法中17法人が支給していると報道されている。その後の総務省調査では5/1現在で66法人に制度が存在する。

先日の事業仕分けでは、支度料の支給額No.1が国際協力機構(JICA)で2番目が原子力機構であった。またそれに併せて、理事長、副理事長のファーストクラス利用も廃止してビジネスクラスに変更する。8・9級のビジネスクラス利用もやめる。

国は大臣がファーストクラスで次官がビジネスクラスとなっている。

労組：元々はどこから始まった話なのか。

機構：毎日新聞が調査を行い、その後に総務省が調査した。科学技術系では科学技術振興機構(JST)、理研、海洋機構は廃止している。宇宙航空研究開発機構(JAXA)原子力機構が残っていたが、JAXAもやめる方針で原子力機構が最後である。

事業仕分けでも「無駄の温床」と見られており、こういったことを指摘されるよりは廃止してしまったほうが良いと考えている。また、実態としてスーツケースなどは既に持っていることが多く、時代に合わなくなっている。5月中に規程の変更を行いたい。

労組：赴任については残るのか。海外留学や出向の場合はどうなるのか。

機構：出張と留学については廃止で、赴任の場合は全額そのままの金額で残しておく。

出張は国内出張と同じで、赴任は任期の定めがなく2~3年の間行ってもらうことになる。留学については出張と同じ形になる。出向は原子力機構と文科省でそれぞれ赴任しても、2回赴任手当が出ることはないと思う。

金額については、4級以下職員では旅行期間1ヶ月未満に対して53,900円が、初めて海外出張などに行くときに支給してきた。最初の1回のみ支給される。

海外留学については、短期とは別に支度料を支給していたが、それもなくなる方向である。国や他の法人と比較して同じようにしていきたい。

労組：減らす方だけ国と同じにするのではなく、増える部分もあるならそこも同じにして欲しい。たとえば互助会の分担金など、国家公務員はまだ国から支出しているはず。

分会長会議を開催します。(組合役員選挙へ向けて準備をお願いします)

次期役員推薦に向けて、東海地区の分会長会議を開催致します。各分会長の皆さんはどうかの日程にご出席下さい。参加が難しい場合は、代理の方のご出席をお願い致します。

日時：5月20日(木)12:35~及び18:00~、5月21日(金)12:35~

場所：原科研内 原研労組事務所

5/17 窓口交渉：法定外福利厚生費の見直しについて

毎日新聞5/14付け1面記事の概要

独立行政法人(今年3月31日現在)で、独法制度が始まった01年度から昨年度までの9年間に、職員への食事手当や個人旅行補助などの「法定外福利厚生費」として計742億3171万円が支出されていたことが13日、総務省の調査で分かった。独法の設立目的は行政の効率化だったが、多額の無駄な支出が判明。国の事業仕分けを機に廃止の動きが進んでいるが、同省は今日6日、問題のある手当を廃止するよう通知した。 ~中略~

法人別では、設立以来の支出総額は 鉄道建設・運輸施設整備支援機構85億8427万円 日本原子力研究開発機構79億1788万円 労働者健康福祉機構58億1480万円の順。 ~中略~

同省によると、法定外福利厚生費の中には職員の健康診断費など必要な支出もあるが、レクリエーションなど本来は支出すべきでない費用も多い。同省の政策評価・独立行政法人評価委員会が昨年12月に実施した調査(08年度分)によると、個人旅行補助やフィットネスクラブ法人会員費など、文化・体育・レクリエーション関連の支出 職員への食券交付や食事の実費給付 慶弔見舞金、永年勤続表彰など個人への給付 互助組織への支出 など内容は多岐にわたっていた。

独法の運営には今年度予算で、補助金などの国支出が約3兆1600億円投入される。同省は各省庁を通じ、全法人に対し法定外福利厚生費のうち国や他の独立行政法人が設定していない手当を支出しないよう通知した。

機構：記事の原子力機構79億円の法定外福利厚生費は食事手当、互助会への支出などの色々な費用を含む。これは2法人統合後5年間積算の金額である。

記事の内容については、総務省が各省庁へ文書をだした。機構に文書はきていないが、文科省から口頭とメールで今日指導がきた。以下の3点について協力依頼がきている。

互助会(弘済会・共済会)への補助金の廃止

食堂の運営費、委託費、食券支給の廃止

入学祝金、結婚祝金などの廃止

国や他の独法が設定していない手当を支出しないよう通知がきた。と については機構でもこの4月から既に廃止している。 については、年度内に運営委託費の契約を見直してでも実施するかどうかこれから検討を始める。期限は設定されていないが「速やかに廃止すること」となっている。

労組：旧原研時代の試算では、食堂の運営委託費を全て食費へ転嫁すると、倍近くになるとの話もでており、非常に影響が大きい。食堂の利用者が減るのではないか。

5月31日(月) 中央委員会を開催します。

日時：5月31日(月)18:30~

場所：原科研 第1研究棟第5会議室(予定)

議題：中央委員の推薦候補者数の承認

6月期一時金について、活動報告、その他

6月期一時金の要求書を、5/18に機構へ提出しました。詳細は裏面を参照して下さい。

61 原研労中 1-73 号
2010 年 5 月 18 日

日本原子力研究開発機構
理事長 岡崎 俊雄 殿

日本原子力研究開発機構労働組合
中央執行委員長 岩井 孝

2010 年 6 月一時金について（要求書）

標記について下記のとおり要求する。6 月 4 日までに貴職出席の団体交渉を原子力科学研究所にて開催し、文書をもって誠意ある回答をされたい。

記

- 我々独立行政法人労働者には、労働三権が保証されており、すべての労働条件は労使の自主交渉で決定されるものである。2010 年 3 月 11 日付け 61 原研労中 1-53 号で要求した趣旨に沿って、貴職が政府・財務省などの干渉を排し、使用者として職員の処遇と家族の生活維持を真剣に考える責任のある立場に立ち支給原資枠の拡大に努力し、自主性を発揮した回答を行うよう要求する。
- 統合及び独立行政法人化を機に、労働条件を承継するという国会決議を無視し、様々な労働条件の切り下げが行われてきたが、これに追い打ちをかけるように給与構造の見直しによる賃金の切り下げや 2 年連続の一時金の切り下げなどが行われてきた。本年度の一時金の回答にあたっては、こうした流れを断ち切り、原資枠の拡大と前進ある回答を行うよう重ねて要求する。
- 一時金の配算にあたっては、今までのような「役職手当を含む支給式」、「役職者への特別加算」、「職務別傾斜加算」など役職者層に非常に厚い配算を改め、全職員同一算式で支給するよう強く要求する。加えて、7 級、8 級、9 級を含む全職員の一時金原資に関する基礎データを提示するよう要求する。また、常勤職員および臨時職員については、処遇自体が低く押さえられている現状を考慮し、大幅な増額を強く要求する。
- 支給式を以下のとおり要求する。

職員、嘱託職員、常勤職員：本給額×3.2+6,000F+60,000

臨時職員：{(賃金日額+1,635)×20+6,000N}×3.2+6,000F+60,000

ただし、F：家族手当の支給対象者およびこれを除く税法上の扶養家族の合計数

N：勤続年数

- 一時金の期間率を以下のように改善するよう要求する。

(1) 欠勤者の期間率

欠勤日数	期間率
20 日以上、30 日未満	1.00
30 日以上、50 日未満	0.97
50 日以上、70 日未満	0.93
70 日以上、90 日未満	0.89
90 日以上	0.85

(2) 中途採用者および退職者の期間率

中途採用者	退職者	期間率
12 月 1 日以前の採用者		1.00
12 月 2 日～1 月 1 日の採用者	5 月中の退職者	0.95
1 月 2 日～2 月 1 日の採用者	4 月中の退職者	0.87
2 月 2 日～3 月 1 日の採用者	3 月中の退職者	0.79
3 月 2 日～4 月 1 日の採用者	2 月中の退職者	0.70
4 月 2 日～5 月 1 日の採用者	1 月中の退職者	0.55
5 月 2 日～6 月 1 日の採用者	12 月中の退職者	0.40

(3) 死亡退職者の期間率

死亡退職者については、労組の要求する退職者の期間率に準ずること。

- 育児休業者の一時金における支給対象在職期間及び期間率

- 6 月一時金の支給対象在職期間は、2009 年 12 月 2 日から 2010 年 6 月 1 日とすること。
- 支給対象在職期間の全期間を休業しているものについては、育児休業期間の 2 分の 1 を勤務しているものとして支給すること。
- 6 月一時金の期間率は、育児休業期間の 2 分の 1 と勤務実績を合算して得られる日数により下表のとおりとすること。

育児休業期間の 2 分の 1 と勤務実績を合算して得られる日数	期間率
120 日未満	0.90
120 日以上、150 日未満	0.94
150 日以上、164 日未満	0.98
164 日以上	1.00

- 一時金の支払日は、6 月 18 日とすること。

以 上